

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

KYT演練競技大会で「安全バラつき」解消
ヒヤリ・STOP活動のアイデアを
セキスイファミエス近畿

特集Ⅱ

三位一体の安全管理
阿部野橋ターミナルビル整備事業災害防止協議会

ニュース

安全優良企業に認定マーク
厚労省 新年度中の制度導入へ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2201

2014

1 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士小泉事務所

所長 小泉正典

第164回

診療所の看護師が予防接種後に新型インフルエンザを発症

■ 災害のあらまし ■

看護師Aは、勤務している診療所からの業務命令により新型インフルエンザの予防接種を受けた。その後、体調が不良となったため、検査をしたところ新型インフルエンザを発症していることが分かったもの。

■ 判断 ■

Aの職業が看護師であって、必要な医療体制を維持するため、診療所の業務命令により新型インフルエンザの予防接種を受けざるを得ない状況だったこと、予防接種による発症に医学的な因果関係が認められたため、業務上と判断された。

■ 解説 ■

一般的に、予防接種については、接種する本人の自由意思＝私的行為によって行われるもので、その予防接種が原因で、疾病の発症や障害などが生じたとしても、業務起因性・遂行性が認められず、業務上災害とはならない。職場で誰かがインフルエンザにかかっており、気密性の高い職場で、インフルエンザが流行したとしても、業務中にインフルエンザに感染したことの立証が難しいため、業務外とされる場合が多い。

今回のケースは、Aが看護師で、インフルエンザなどで欠員が出ないように、職場（医療現場）の円滑な業務の体制を維持するために行った予防接種であったことがポイントである。本人の自由意思による私的行為ではなく、業務上の命令、また業務遂行のための予防接種で、結果的に新型インフルエンザを発症してしまったが、予防接種後に診療所には新型インフルエンザの患者は来ておらず、家族にも発症者がいなかったため、因果関係が認められると判断された。

しかし、今回のように労災認定がスムーズにいくのは稀なケースであり、医療従事者だからといって、新型インフルエンザなどの感染症を発症した場合、直ちに業務上として認定されるかは、慎重にみていく必要がある。そもそも疾病の場合、その疾病と業務との間に相当の因果関係が認められて、はじめて「業務上」と判断される。業務中に発症したものが全て業務上の疾病となるわけではない。あくまで発生原因が業務上、有害因子にばく露したことによって発症したものであることが重要であり、

1. 労働の場に有害因子が存在していること。
2. 健康障害を起こし得るほどの有害因子にばく露したこと。
3. 発症の時期が医学的に妥当なもので、医学研究によって確立された知見に基づいて業務起因性があること。

以上の3要件が満たされて、業務上疾病と判断される。医療従事者だから、新型インフルエンザを発症したから、休業したからだけでは、一般の労働者と同じく業務外で感染した可能性も否定できず、しっかりとした立証が困難な場合もあり、業務上かどうかの判断はケースバイケースとなる。このため、医療従事者がインフルエンザを発症した場合は、本人や医療機関だけで業務上外の判断をせず、管轄の労基署や労働局に経緯とともに相談することが必要である。なお、労働基準法施行規則では、細菌やウイルスなどによる感染症に関する業務上疾病の範囲を次のように定めており、業務起因性が証明されればインフルエンザなどの感染症の労災認定を認めている。

労働基準法施行規則第35条別表第1の2の第6号

- 1 患者の診療若しくは看護の業務又は



研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患

- 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患

- 3 湿潤地における業務によるウイルス等のレプトスピラ症

- 4 屋外における業務による恙虫病

- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

最後に、医療機関だけでなく、会社でもインフルエンザなどの感染症を発症した場合は、法律など（労働安全衛生法68条、労働安全衛生規則61条）に基づき、就業は原則禁止とし、集団感染を防ぐことが大切である。感染者が出てから慌てることがないように、就業規則などにあらかじめ記載しておく、発熱症状などインフルエンザの疑いがある労働者については病院で検査を受けるよう指導する、手洗いや咳エチケットを周知する、同居する家族がインフルエンザになった場合の対応を確認しておくなどが、これからの季節には重要である。